

審査事務規程（交通研部分）の一部改正について

1. 背景

道路運送車両法の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）の一部改正（令和 8 年国土交通省令第 9 号）、道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示の制定（令和 8 年国土交通省告示第 279 号）等に伴い、下記の規程等を改正する。

2. 内容

（１）「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）

① 審査の実施方法の見直し

審査の実施方法に道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領（以下「認定要領」という。）を追加する改正を行う。

② 審査結果の通知方法の見直し

認定要領に基づき国土交通大臣への審査結果の通知方法を追加する改正を行う。

（２）「審査関係連絡事項」（平成 28 年 4 月 1 日 自交審第 36 号）

① 用語の定義の見直し

用語の定義に認定要領を追加する改正を行う。

② 審査に係る書面関係の見直し

認定要領に基づく書面の提出日を追加する改正を行う。

（３）「自動車等の先行受託試験実施要領」（平成 28 年 4 月 1 日 所長通達第 1 号）

先行受託試験期間契約に係る誤記修正を行う。

3. 関連する法令等

- ・道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令
(令和 8 年 2 月 16 日国土交通省令第 9 号)
- ・道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び
第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示
(令和 8 年 2 月 16 日国土交通省告示第 279 号)
- ・道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領 (依命通達)
(令和 8 年 2 月 16 日国自審第 2560 号)

4. 施行日

令和 8 年 3 月 2 日

以上